

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年四月十九日法律第十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。